

堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事に係る
公募型プロポーザル方式契約候補者選定実施要綱

令和5(2023)年4月14日制定
〔上下水道局浄水課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、堀口浄水場と熱海浄水場の監視制御設備について、耐用年数の超過に伴う更新工事を実施するにあたり、双方の浄水場は堀口浄水場で運転監視していることを踏まえ、発注はスケールメリットによる競争性や維持管理の簡素化が期待できる同一工事とし、また、当該設備の技術は日進月歩であり機器の構成も多種多様であることから、信頼性など最適なシステムを導入するため、施工実績とノウハウを有する民間事業者の中から、最も優れた提案者をデザイン・ビルドによる公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(工事概要)

第2条 工事名は堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事(以下「本工事」という。)とする。

- 2 提案募集内容は、本工事のための設計、施工及び維持管理とする。
- 3 施行場所は、下表のとおりとする。

	施行場所	住所
(1)	堀口浄水場	郡山市逢瀬町多田野字元寺1番1
(2)	浜路取水場	郡山市湖南町浜路字中大沢941番地先
(3)	逢瀬川第2取水場	郡山市逢瀬町多田野字黒岩3番3地先
(4)	減勢槽	郡山市逢瀬町多田野字水道山1番3
(5)	沈砂池	郡山市逢瀬町多田野字西刎土原61番
(6)	河内配水場	郡山市逢瀬町河内字山田2番
(7)	本宮館配水場	郡山市逢瀬町多田野字本宮館1番8
(8)	多田野配水場	郡山市逢瀬町多田野字中田10番
(9)	熱海浄水場	郡山市熱海町高玉字入米ノ倉1番
(10)	深沢川取水場	郡山市熱海町高玉字トコロ山3番地先
(11)	熱海配水場	郡山市熱海町高玉字米ノ倉3番2

- 4 本工事の完成は、令和8(2026)年3月13日までとする。
- 5 提案に含まれる維持管理期間は、完成の日から令和18(2036)年3月31日までとする。

(募集要項)

第3条 プロポーザル実施に係る募集要項は、別に定める堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事企画提案募集要項(以下「募集要項」という。)のとおりとする。

(参加費用)

第4条 プロポーザル応募（説明会等を含む）に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(参加資格の確認及び審査結果通知)

第5条 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、応募者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募者のプロポーザルへの参加資格について確認する。

2 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた応募者については、参加資格確認の通知と企画提案書の提出を要請する。

3 確認の結果、参加資格が認められなかった応募者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその欠格理由を書面により通知する。通知を受けた応募者は、書面により欠格理由についての説明を求めることができる。

(選定委員会の設置)

第6条 管理者は、プロポーザルにおける審査を行うため、「堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事に係るプロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(プロポーザルの審査)

第7条 選定委員会において、募集要項に示す評価点配分に基づき、各項目について評価及び採点を行い、評価点が最も高い者が契約候補者となり、上下水道局と契約協議を行う。

2 評価点は、評価項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第3位以下を四捨五入する。

3 評価点が最も高い参加者が2者以上ある場合は、募集要項に示す評価項目の中から優先する項目を選定委員会に諮り決定する。

4 参加者が1者でも、参加資格を有し、かつ、選定委員会において、本工事を実施できると認める場合は、契約候補者に選定する。

(審査結果の報告)

第8条 選定委員会は、審査結果を管理者に報告しなければならない。

(審査結果通知)

第9条 管理者は、前条の報告を受け最も評価点の高い参加者を契約候補者に決定する。

2 管理者は、審査結果を審査の対象となった全ての参加者に書面で通知する。

(契約協議)

第10条 契約候補者は、契約に係る協議を行い、内容を確定させたうえで契約を締結する。

契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、契約候補者と上下水道局との協議により最終的に決定し、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(契約の締結)

第11条 契約候補者と郡山市上下水道局契約規程に基づき、契約候補者の協議にて決定した内容により契約の締結を行う。

(プロポーザルの中止)

第12条 プロポーザルに関し、不正行為等により公正な執行が困難と判断されるときは、プロポーザルを中止又は延期することができる。

(公表)

第13条 契約候補者決定後に、プロポーザル参加者名及び評価点を公表する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5(2023)年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、管理者が本工事の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。